

## 所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎  
 尿路感染症  
 带状疱疹  
 蜂窩織炎

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

### 【2021年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	4	9	0	1	5	2	1	2	1	0	1	26
	治療日数	0	21	67	0	6	26	12	1	15	4	0	4	156
尿路感染症	人数	2	3	1	2	5	7	6	7	3	0	4	4	44
	治療日数	7	29	7	17	41	50	16	48	29	0	18	31	293
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	2	7	10	2	6	12	8	8	5	1	4	5	70
	治療日数	7	50	74	17	47	76	28	49	44	4	18	35	449